

宿泊事業者等の人材確保・育成を通じた
持続可能な事業支援と地域ブランディング
推進事業
業務委託 募集要項

令和7年4月

1 業務委託契約の概要

(1) 業務名

「宿泊事業者等の人材確保・育成を通じた持続可能な事業支援と地域ブランディング推進事業（通称：Fアカプロジェクト）」の業務委託

(2) 目的

厚生労働省の令和5年雇用動向調査によると、令和5年の1年間の日本における産業別の入職者数は「宿泊業、飲食サービス業」が1,739.0千人と最も多いものの、一方で離職者数も「宿泊業、飲食サービス業」が1,422.7千人と最も多くなっている。いわば、人の出入りが多い産業となっており、人を雇用し雇い続けることが困難なことが、企業として経営面において安定的で持続可能なビジネスを行うためのボトルネックとなっている可能性が高い。

ここ福岡市においても、宿泊業を中心とした観光関連の現場の声を聞くにあたり「採用が難しくなった」「若い社員が長続きしない」「清掃や宴会などの現場スタッフが足りない」などの声を聞くことが多く、同様の課題が実態としてあるということが懸念される。

そこで、福岡市における宿泊業を中心とした観光業の成長を阻害しているであろう、「人材」課題、特に採用・雇用・育成などの個社単独では解決が難しい課題点にフォーカスし、DMOとして地域の産業全体の成長と持続可能な産業・業界を目指すための手立てを講じたい。また、地域の産業全体で「人材」の課題解決について先進的に取り組むことで、良い意味での地域ブランディングが形成されると考えられる。

甲が令和6年度に取り組んだ事業をベースにしながら、短期的な課題解決が難しいであろう「人材」について、中長期的な目線を取り入れ、かつ短期的にも結果が可視化できる事業の業務を委託するものである。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

(4) 提案限度価格

12,000千円（上限額、消費税及び地方消費税含む）

※上限額を超える場合は、失格とする。

(5) 企画提案要望の内容

資料1「仕様書」のとおり

2 この提案競技に参加する者に必要な資格

次の各号に掲げる資格を有する者でなければ、この提案競技に参加することはできないものとする。複数の事業者が共同企業体（以下、「JV」という。）として参加する場合は、JVのすべての構成員が次の全てを満たしている必要がある。なお、JVとして参加する場合は、構成員のすべてがその他のJVの構成員及び提案者になることはできない。

(1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。

(2) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、福岡市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置または排除措置を受けている期間

がある者でないこと。

※競争入札参加資格停止措置及び排除措置一覧が掲示されているホームページアドレス
[福岡市 競争入札参加資格停止措置及び排除措置一覧](#)

https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/contract_04.html

- (3) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第1、第2および第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (4) 市町村税を滞納していない者であること。（福岡市内に事業所がない場合、本社所在地で滞納していないこと）。
- (5) 消費税および地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者または会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

※なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2および第3の各号に規定する措置要件に該当した場合または提出した書類または電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

3 スケジュール

- | | |
|-------------------------|----------------------------|
| (1) 質問書受付締切 | 令和7年4月7日（月）17時00分 |
| (2) 質問書回答 | 令和7年4月9日（水）ホームページ上に公開予定 |
| (3) 参加締切 | 令和7年4月14日（月）17時00分 |
| (4) 提案書データ提出締切 | 令和7年4月22日（火）17時00分 |
| (5) 参加申込書関係一式・提案書原本提出締切 | 令和7年4月22日（火）17時00分 |
| (6) 一次審査結果通知 | 令和7年4月25日（金）予定 ※参加者5社以上の場合 |
| (7) 提案競技審査（二次審査） | 令和7年4月28日（月）予定 |
| (8) 審査結果通知 | 令和7年5月1日（木）予定 |
| (9) 事業契約締結 | 令和7年5月7日（水）以降 |

※説明会は開催せず、質問のある場合は、質問書を提出すること。提案競技審査は対面にて行う。

4 提案に関する問い合わせ（質問書提出）

- | | |
|-------------|--|
| (1) 質問書提出期限 | 令和7年4月7日（月）17時00分 |
| (2) 質問書提出先 | 公益財団法人福岡観光コンベンションビューロー
〒810-0041 福岡市中央区大名2-5-31
福岡市交通局4階 TEL：092-733-5050
メールアドレス： takei@welcome-fukuoka.or.jp |

(3) 質問書提出方法

様式4「質問書」により、(2)に示す電子メールでのみ受け付ける。

なお、様式4「質問書」を提出した際は、念のため(2)に記載する電話番号に連絡すること。

- (4) 回答は、令和7年4月9日(水)に福岡観光コンベンションビューローホームページ上に掲載予定。(類似する質問は集約して回答予定)

5 参加申込・企画提案書の提出

(1) 提出締切

- | | |
|---------------------|--------------------|
| ①提案競技参加申請書(様式1)のデータ | 令和7年4月14日(木)17時00分 |
| ②提案書データ | 令和7年4月22日(火)17時00分 |
| ③参加申込書関係一式・提案書の原本 | 令和7年4月22日(火)17時00分 |

(2) 提出方法

提出締切までに、(4)に記載する提出先へ電子メールにて提出すること。電子メール送付後は必ず(4)に記載する電話番号に連絡すること。データはPDF形式とし、ZIPファイルに取りまとめの上、ファイル名を「(提出月日)_(提案事業者名)_企画提案書」(※()は各々必要事項を記載)とすること。

提出書類の原本については令和7年4月22日(火)までに、特定記録または簡易書留で郵送すること(当日17時必着)。また、持参する場合は、(4)に記載する住所へ持参すること。

なお、期日までに提出がなされなかった場合は失格とする。

(3) 提出部数

- | | |
|----------|-------------------------|
| ①参加申込書一式 | 原本一式
参加申請書の電子データ |
| ②提案書 | 正本1部、副本5部
電子データ1ファイル |

(4) 提出先問い合わせ先

公益財団法人福岡観光コンベンションビューロー 観光事業部(担当:武井、阿部)

〒810-0041 福岡市中央区大名2丁目5-31

TEL:092-733-5050 FAX:092-733-5055

メールアドレス:下記のアドレスに同報での送付をお願いします。件名の冒頭に次の項をご記載ください。「【福岡市内宿泊事業者等の人材確保の諸業務】【社名】」

E-MAIL: takei@welcome-fukuoka.or.jp

(5) 提出書類

ア 参加申込書関係

以下の書類のうち、②~⑤については、提出日前3か月以内に発行された原本を契約締結日までに提出すればよいものとする。

なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」または「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内にこの提案募集の公示日または提案競技参加申請期限日が含まれている者については、②~⑦の提出を免除する。

※なお福岡市及び各自治体との事業実績が無い場合、契約金額の10%程度の契約保証金を預かる場合がある。

- ① 提案競技参加申請書（様式 1）
注）JV で申し込む場合は、代表事業者を決定し、「共同事業体構成団体一覧」及び「共同事業体協定書」を作成すること（様式 8、様式 9）。なお、代表事業者が書類を取りまとめて提出すること。
- ② 登記事項証明書（法人の場合）
注）法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること（履歴事項全部証明書でも可）。
- ③ 身分証明書及び登記されていないことの証明書（個人の場合）
注）本籍地の市区町村発行の身分証明書（市区町村によっては「身元証明書」という名称で取り扱っているところもある。）を提出すること。なお、身分証明書とは、後見登記、破産等の通知を受けていないことを証明するものである。
注）法務局または地方法務局発行の登記されていないことの証明書を提出すること。なお、登記されていないことの証明書とは、成年被後見人、被保佐人等の登記がされていないことを証明するものである。
注）身分証明書と登記されていないことの証明書は、両方提出が必要である。
- ④ 市町村税を滞納していないことの証明書
注）福岡市内に本店または支店・営業所等を有する者については、福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金(本税および延滞金等)に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。
注）上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近 2 年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。
- ⑤ 消費税および地方消費税納税証明書
注）本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。
注）証明書の種類は「納税証明書（その 3）」を選択すること（「その 3 の 2」「その 3 の 3」でも可）。
- ⑥ 直近の決算 2 年分の財務諸表の写し
注）直近決算 2 年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。
注）個人の場合は、様式 7 をもとに作成のうえ提出すること。
- ⑦ 役員名簿（様式 6）
注）様式 6 に、代表者および役員の、氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。
注）この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。
注）役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。（監査役、監事、事務局長は含まない。）

イ 提案書関係

- ① 提案書の内容

資料1「仕様書」、資料2「提案書作成要領」を参照のうえ作成すること。

② 提案書と同時に提出する書類

様式3「見積書」

6 提案競技選定委員会

(1) 一次審査（書類審査）

提案者が多数である場合、提出書類をもとに（公財）福岡観光コンベンションビューローにて書類審査を行い、二次審査（プレゼンテーション）にて参加対象者を4者程度に選抜する。選考結果は、一次審査後速やかに全提案者へ通知を行う。

※一次審査結果通知：令和7年4月25日（金）予定

(2) 二次審査（プレゼンテーション）

①日時 令和7年4月28日（月）（予定）

②選定方法

最優秀提案者を選考するために設置される提案競技選定委員会（以下「選定委員会」という）にて、事業者から提出された企画提案書その他資料を基に、資料3「提案項目配点表」に基づき、企画提案書の内容について審査を行い、最も得点が高いものを最優秀提案者とする。

③ 結果通知

令和7年5月1日（木）以降に電子メールで担当者に連絡する。また、併せて福岡観光コンベンションビューローのホームページにおいて公表する。

※ 審査結果の通知後に、資金事情の悪化等により業務の履行が確実にないと認められるとき、また著しく社会的信用を損なう等、業務受託者として不適切と認められる事情が生じたときは、決定を取り消すことがある。

7 採点方法および契約相手方の決定方法

(1) 採点方法

資料3「提案項目配点表」の配点によって委員が採点を行い、最も得点の高い提案者を契約相手方候補とする。

(2) 契約相手方の決定方法

最高得点者が複数のときは、その中で内容点が最も高い者を契約相手方候補とする。

(3) 契約相手方決定後の手続

選定委員会での選考に基づき、最も優秀と認められる事業者を決定し、当該事業者と最終的な仕様等の協議を行い、業務委託契約手続きを行う。なお、契約締結に至らない場合は、次点の者と業務委託契約手続きのための協議を行う。

(4) 最低基準について

合計点について、以下のとおり、最低基準を設ける。

合計点が6割・60点に達しないときは、最優秀提案者とししない。

8 その他の留意事項

- (1) 本提案書作成に関する費用については、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書の内容は、契約を締結した際に提案者が責任を持って必ず履行できる内容とする。
- (3) 選定結果の採点内容に関する質問には一切回答しない。
- (4) 本書を他の目的のために使用することは禁止する。
- (5) 提出された提案書は業者選定の事務に限り複製する場合がある。
- (6) 提出物は返却しない。なお、契約に至った場合に活用する他は、業者選定以外の目的で提案者に無断で使用することはない。
- (7) 提案書提出後において、最優秀提案者の選定までの間は提案書に記載された内容の変更は認めない。ただし、明らかな誤字・脱字などの場合は、この限りではない。
- (8) 本委託業務の全部を第三者に再委託することは禁止する。
- (9) 事業の実施状況等を踏まえ、翌年度福岡市予算の成立を前提に、翌年度の事業も今回の受託事業者に継続して委託する場合がある。

9 添付資料

【資料】

- 資料1 仕様書
- 資料2 提案書作成要領
- 資料3 提案項目配点表

【様式】

- 様式1 提案競技参加申請書
- 様式2 提案競技参加辞退届
- 様式3 見積書
- 様式4 質問書
- 様式5 誓約書
- 様式6 役員名簿
- 様式7 個人用財務諸表
- 様式8 共同事業体構成団体一覧
- 様式9 共同事業体協定書

以上